

大津市指定文化財等の管理及び修理補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、指定文化財等の所有者等が行う指定文化財等の管理及び修理に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって市民の文化的向上に資するとともに、わが国の文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定文化財等 市の区域内に存在する有形文化財（文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財及び滋賀県文化財保護条例（昭和31年滋賀県条例第57号。以下「県条例」という。）第4条第1項の規定による県指定有形文化財並びに大津市文化財保護条例（昭和52年条例第2号。以下「市条例」という。）第5条第1項の規定による市指定有形文化財をいう。）、無形文化財（法第71条第1項の規定による重要無形文化財及び県条例第23条第1項の規定による県指定無形文化財並びに市条例第23条第1項の規定による市指定無形文化財をいう。）、民俗文化財（法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財及び県条例第29条第1項の規定による県指定有形民俗文化財並びに市条例第30条第1項の規定による市指定有形民俗文化財をいう。）、史跡名勝天然記念物（法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物及び県条例第34条第1項の規定による県指定史跡名勝天然記念物並びに市条例第43条第1項の規定による市指定史跡名勝天然記念物をいう。）をいう。
- (2) 所有者等 指定文化財等の所有者（管理責任者がある場合は、その者）又は管理団体をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による指定文化財等の管理及び修理補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、所有者等とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、指定文化財等の管理及び修理であって、別表に掲げるものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。ただし、交付の対象となる経費（管理事業に係るものを除く。）及び補助金の額は、ともに1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

(交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市指定文化財等の管理及び修理補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支予算書
 - (2) 設計書（仕様書、積算書）
- 3 補助金の交付の申請を行う者は、当該申請の際、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る

仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）が明らかであるときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額した額により申請しなければならない。

（決定通知書）

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市指定文化財等の管理及び修理補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市指定文化財等の管理及び修理補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（着手報告書）

第8条 補助事業者は、交付決定を受け、補助事業に着手したときは、速やかに補助事業着手報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、国指定文化財又は県指定文化財にあつては、交付決定前に補助事業に着手することができる。この場合にあつては、補助事業者は、補助事業事前着手報告書（様式第4号の2）を市長に提出しなければならない。

（事情変更による取消通知書等）

第9条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市指定文化財等の管理及び修理補助金交付決定取消通知書（様式第5号）又は大津市指定文化財等の管理及び修理補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第10条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市指定文化財等の管理及び修理補助事業変更承認申請書（様式第7号）又は大津市指定文化財等の管理及び修理補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）とする。

（承認通知書等）

第11条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市指定文化財等の管理及び修理補助事業変更承認決定通知書（様式第9号）若しくは大津市指定文化財等の管理及び修理補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第10号）又は大津市指定文化財等の管理及び修理補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）若しくは大津市指定文化財等の管理及び修理補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第12号）により行うものとする。

（実績報告書）

第12条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市指定文化財等の管理及び修理補助事業実績報告書（様式第13号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業収支精算書

(2) 補助事業の成果を証する書類

3 第1項の実績報告書は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は当該承認の日）から60日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

4 第1項の実績報告書の提出の際に補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合

は、これに相当する額を補助金の交付決定額から控除した額を補助金額として報告しなければならない。

(確定通知書)

第13条 規則第15条の規定による通知は、大津市指定文化財等の管理及び修理補助金確定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(交付請求書)

第14条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市指定文化財等の管理及び修理補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(一括又は分割による交付請求)

第15条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市指定文化財等の管理及び修理補助金交付請求書(様式第16号)とする。

(取消通知書)

第16条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市指定文化財等の管理及び修理補助金交付決定取消通知書(様式第17号)により行うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合であつて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書の提出があつた場合には、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額の返還を命ずるものとする。

(返還通知書)

第18条 規則第20条第1項又は前条第2項の規定による返還の命令は、大津市指定文化財等の管理及び修理補助金返還通知書(様式第19号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第19条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(令和3年度における国指定文化財に係る補助率等の特例)

2 令和3年度における国指定文化財(管理事業を除く。)の補助率等に係る別表の規定の適用については、同表国指定文化財の項中「1件500万円」となるのは、「1件1,000万円」とする。

附 則

1 この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱別表の規定にかかわらず、平成15年4月1日前に着手し、この要綱による補助金の交付を受けていた事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。